

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十九年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中

「高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	を
「高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付の受給資格	有 ・ 無	※ 年 月から	に

改める。

別記様式第五号を次のように改める。

結核医療費公費負担申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者の氏名

⑩

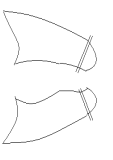
申請者の住所

患者との関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条第1項 の規定により、医療費
公費負担を申請します。 第37条第1項 第37条の2第1項

患者の氏名	性別・生年月日	明・大・昭・平	年	月	住所
被保険者等の別	健保(本人・家族) ()	国保(一般・退職本人・退職家族)	生保(保護受給中・保護申請中)	その他	
高齢者の医療の確保に関する法律による 医療の給付の受給資格	有	無	**	年	月から
添付のX線写真の枚数	枚	(入院勧告・措置患者の場合)入院勧告書(措置通知書)の番号	指令	第	号

病名	1	2	3
化学療法	1 初回治療 2 再治療 3 継続	1 抗結核薬(①～④のうちいずれかに○か×{ }内はいずれか一つの薬剤のみとし該当するものに○) ① PZAを使用する標準治療 INH, RFP (RFPが使用できない場合RBT) , PZA, (SM EB) ② PZAを使用しない標準治療 INH, RFP (RFPが使用できない場合RBT) , (SM EB) ③ 潜在性結核感染症の治療 (INH RFP) ④ その他の治療 INH, (RFP RBT) , EB, PZA, TH, (SM KM EW), PAS, CS	医療開始予定年月日 年 月 日 入院年月日 年 月 日
外科的療法	1 肺結核 2 結核性膿胸	3 骨関節結核 4 その他	
骨関節結核の装具療法			

現症	胸部X線写真真略図 	年 月 日 撮影	日間(術前)			日間(術後)			日間			手術予定(実施)年月日			年月日					
			※	学	会	分	類	※	学	会	分	類	※	学	会	分	類	※	学	会
検査	塗抹 培養	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個	月 月 月 号 号 号 個 個 個
※初めて結核と診断された時期																				
QFT検査	陽性			疑陽性			陰性													
ツア検査	×			×			×			(水痘・壊死・出血)判定										
備考																				

この欄は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項の申請の場合のみ記入すること。

** 感染症診査協議会の意見

入院以来実施した医療の概要及び 今後の医療の基本方針	
-------------------------------	--

平成 年 月 日	医療機関の所在地
	医療機関の名称
	医師の氏名
	⑩

- 注1 申請者及び医師は、その氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 該当する文字については、その文字(個数字があるときは、その数字のみとする。)を○で囲むこと。
- 3 **印欄は、初回申請の場合にのみ記入すること。
- 4 **印欄は、記入しないこと。
- 5 「結核検査」欄は、過去6か月間に行った検査結果を記入すること。
- 6 「備考」欄は、①既往のツベルクリン検査の結果及びBCG接種の有無、②再治療の場合の意見、③その他参考となるべき事項を記入すること。
なお、生保患者については、入院を要する場合は、その理由を記入すること。
- 7 生保患者の場合には、この診断書の写しを生活保護法による診療要否意見書又は結核入院要否意見書として福祉事務所が使用するので、診断書及びその写し各1通を保健所に提出すること。
- 8 法第37条の2第1項の継続申請をする場合は、申請書にX線写真その他の関係書類を添えて患者票の有効期限2週間前までに必ず保健の保健所に申請すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格B列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。